



第25回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第25期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

エムスリー株式会社

事業報告

直前3事業年度の財産及び損益の状況

対処すべき課題

当社グループの主要な事業セグメント

当社グループの主要拠点等

当社グループの従業員の状況

主要な借入先及び借入額

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使
に関する方針

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

	第22期 2022年3月期	第23期 2023年3月期	第24期 2024年3月期	第25期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上収益 (百万円)	208,159	230,818	238,883	284,900
営業利益 (百万円)	95,141	71,983	64,381	62,971
当期利益 (百万円)	66,108	51,983	48,549	44,340
基本的1株当たり 当期利益 (円)	94.06	72.22	66.68	59.62
資産合計 (百万円)	345,981	400,645	490,780	581,741
資本合計 (百万円)	263,954	309,518	366,701	412,799

(注) 1 会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。
2 各期の期中平均株式数は以下の通りです。

	第22期	第23期	第24期	第25期
期中平均株式数	678,769,542株	678,889,214株	678,962,371株	679,026,748株

② 当社の財産及び損益の状況

	第22期 2022年3月期	第23期 2023年3月期	第24期 2024年3月期	第25期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	55,687	54,530	51,520	45,249
経常利益 (百万円)	32,319	27,992	84,032	27,464
当期純利益 (百万円)	20,481	19,783	75,943	21,433
1株当たり当期純利益 (円)	30.17	29.14	111.85	31.56
総資産 (百万円)	215,415	232,627	251,177	265,062
純資産 (百万円)	152,472	162,054	225,997	233,135

対処すべき課題

当社グループでは、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

① 継続的な成長の実現

現在、当社グループの国内における事業は、医療従事者専門サイト「m3.com」の運営と、このサイトを通じて繋がる34万人以上（2025年5月2日現在）の医師会員を含む、医療従事者会員へのアクセスを中核に展開しています。

「m3.com」は、「More Contributions to More Doctors」をスローガンに掲げ、「医師をはじめとする医療従事者が抱える課題を『あらゆる方法で解決する』プラットフォーム」を目指し、専門医療情報に特化したニュース、サーチエンジン、ディレクトリ、文献検索、会員専用コミュニティサイト、独自コンテンツ等を会員に対して無料で提供することにとどまらず、医療現場の課題を会員の皆様から直接募集し、その課題をエムスリーの持つ多種多様な経験・専門性の高いスキルを有する人材、ビッグデータ、プロダクトといったアセットを提供し、活用いただくことで解決する施策等を実施しています。

メディカルプラットフォームでは、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーの各種サービスに加え、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス等、顧客の意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。またグループ各社を通じて、次世代MR「メディカルマーケター」の提供や医療系広告代理店等の事業の展開、加えてAI搭載クラウド電子カルテ「エムスリーデジタル」や患者の診療体験向上に繋がる「デジスマ診療」等を提供し診療プロセス全体の生産性向上に寄与する医療現場DX化支援事業の拡大も進めています。

エビデンスソリューションでは、臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援を行うCRO、治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援するSMO、臨床開発・臨床研究等の実施に必要な被験者の募集並びに周辺業務の支援を行うPRO等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

キャリアソリューションでは、エムスリーキャリア株式会社において、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスの展開を進めています。

サイトソリューションでは、医療機関の運営をサポートする各種サービスを展開しています。

ペイシェントソリューションでは、入院患者や介護施設の利用者等を対象とした患者サポート事業を行っています。

さらに、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」(<https://www.AskDoctors.jp/>)や医療福祉系国家試験の対策等の事業を行うエムスリーエデュケーション株式会社等においてもサービス展開を進めています。

海外においては、米国で、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの他、医師向けの転職支援サービスや治験支援サービスも展開しています。欧州では、英国で医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」において製薬会社向けサービスの展開を進める他、フランス、ドイツ、スペインでVidal Groupを通じて医薬品情報データベースの提供を行うとともに、eDoctores Soluciones, S.L.を通じて医療従事者向け診療現場モバイルアプリiDoctusをスペインおよび中南米で提供しています。アジア地域においても順調に事業を拡大しています。

また、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめ、当社グループが世界中で運営する医療従事者向けウェブサイト及び医師パネルに登録する医師は合計で約650万人となっており、医師パネルを活用したグローバルな調査サービスの提供も行っています。

今後については次の5項目での成長、展開に重点を置いた経営を進めていきます。

➤ 「m3.com」サイトの一層の価値向上

サイトの内容、機能の充実を進め、より多くの医療従事者会員からの、より多くのトラフィックを獲得することで、この「場」を活かして提供する他の様々なサービスの価値を底上げしていきます。

➤ メディカルプラットフォーム事業をはじめとした既存事業の更なる成長

「MR君」ファミリーをはじめ、製薬会社や医療機関等の顧客への各サービス展開に加え、疾病、医療課

題を解決し、医療の全体最適の実現に向けて、経営資源を投入していきます。

➤ 新規事業の立ち上げ

「双方向コミュニケーションで繋がった、医師をはじめとする医療従事者会員」のプラットフォームから生み出される事業機会は多岐にわたり、順次事業化を進めていきます。また、グループ各社の事業拡大とグループ内シナジー効果の最大化を図ります。

➤ 海外展開

日本と同様に、海外においても医療従事者向けプラットフォームを活かした製薬会社向けマーケティング支援、調査、医師向け転職支援、治験事業等のサービスを展開しています。日本で開発したサービスの海外展開を進めることにとどまらず、その国のニーズにあった独自サービスの開発も進めていきます。

➤ エコシステムシナジーの実現

当社グループはすでに多岐にわたる事業を展開しており、その事業同士がシナジーを生み出すポテンシャルも多く有していると考えます。また、他の取り組みにおいて参入する事業領域が拡大すると、それに従いポテンシャルも拡張していくため、グループとしてのエコシステムがさらに強化されます。これにより、グループ全体でのシナジーが一層発揮され、競争力が高まる構造的良循環を強化していきます。

なお、当社グループでは成長を具現化、促進する手段として、必要に応じて提携、買収、資本参加を進めていきます。

② リスクマネジメント

当社グループの事業運営に影響を及ぼし得る、事業環境、コンプライアンスなどの様々な側面でのリスク要因について、経営への影響を最小化すべく、予防的措置に取り組みます。

当社グループの主要な事業セグメント（2025年3月31日現在）

当社グループは、国内における医師会員34万人以上（2025年5月2日現在）が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」、米国の「MDLinx」や英国の「Doctors.net.uk」等の当社グループが世界中で運営する医療従事者のプラットフォームを中心に様々なサービスの展開をしています。

① メディカルプラットフォーム

主要サービス	主要サービスの内容
医療関連会社マーケティング支援	「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーをはじめとする、インターネットを活用した医師への情報提供をサポートするマーケティング支援事業。
調査	医療従事者を対象とした受注型または定型の各種調査の受託。
一般企業向けマーケティング支援	会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けサービスの提供。
開業・経営サービス	開業準備医師や開業後の診療所の経営支援事業。
「治験君」サービス	「m3.com」上で治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービスの提供。
CS0事業	医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託。
電子カルテ等の開発・販売	医療機関向け電子カルテ等の開発・販売・サポート事業。
医療機器等の開発・販売	医療機関向け医療機器の開発・販売・サポート事業。

② エビデンスソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
CRO事業	臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援。
SMO事業	治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営の支援。
PRO事業	臨床開発・臨床研究等の実施に必要な被験者の募集並びに周辺業務の支援。

③ キャリアソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療従事者等向け人材サービス	医師、薬剤師向けの総合キャリアサービスの提供。 人材紹介、「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等。

④ サイトソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療機関	医療機関への経営支援、足病及び静脈疾患クリニック等の運営。
ホスピス	ホスピス施設の運営、訪問看護、訪問介護。
居宅訪問看護	訪問看護、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援。
メディカルケアレジデンス	長期居住型施設の運営、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。

⑤ ペイシェントソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
患者サポート事業	入院患者、介護施設利用者等へのCSセットの提供。

⑥ 海外

主要サービス	主要サービスの内容
マーケティング支援	海外におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業、マーケティング支援事業等の提供。
調査	海外における医療従事者を対象とした調査サービス。
医療従事者向け人材サービス	海外における医師向け転職支援サービス及び病院向け医師プロフィールデータベースライセンスの提供等。
治験支援事業	海外における治験実施施設の運営、治験業務の管理・運営支援。

当社グループの主要拠点等（2025年3月31日現在）

当社本社	東京都港区	
国内子会社	エムスリーソリューションズ株式会社	東京都港区
	株式会社メディサイエンスプランニング	東京都中央区
	エムスリーキャリア株式会社	東京都港区
	株式会社シーユーシー	東京都港区
	ソフィアメディ株式会社	東京都港区
	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区
	株式会社エラン	長野県松本市
海外子会社	M3 USA Corporation	米国
	M3 (EU) Limited	英国
	VIDAL France S.A.S.	フランス
	Neuroglia Health Private Limited	インド

当社グループの従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	
メディカルプラットフォーム	2,439	(701)
エビデンスソリューション	2,359	(135)
キャリアソリューション	973	(682)
サイトソリューション	5,145	(1,038)
ペイシエントソリューション	1,266	(278)
海外	2,995	(149)
その他エマージング事業群	91	(10)
全社（共通）	92	(15)
合計	15,360	(3,007)

- (注) 1 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員の年間平均雇用人数を外数で記載しています。
2 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものです。
3 従業員数が当連結会計年度において3,260名増加していますが、新規連結子会社の増加により2,331名増加したこと及び、業容拡大等により、キャリアソリューションで132名、サイトソリューションで590名増加したことが主な要因です。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
704 (211) 名	+55名 (△60名)	34.7歳	4年2ヶ月

- (注) 1 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数を外数で記載しています。
2 従業員数には、社外から当社への出向者を含みます。

主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行シンジケートローン	16,500百万円
株式会社三井住友銀行シンジケートローン	6,475百万円

(注) 1 株式会社三菱UFJ銀行シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計5行からの協調融資によるものです。

2 株式会社三井住友銀行シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする計9行からの協調融資によるものです。

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針とした上で、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主還元の水準を決定しています。

今期においては、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断いたしましたので、2025年3月期の1株当たり期末配当金を21円といたしました。

次期においても上述の方針に基づき、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを勘案し、株主配当の水準を決定する予定です。

株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,304,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 679,032,629株（自己株式45,271株を除く）
- (3) 株主数 82,675名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ソニーグループ株式会社	230,457,800	33.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	94,364,500	13.9
株式会社日本カストディ銀行	56,744,100	8.4
株式会社NTTドコモ	20,200,000	3.0
谷村 格	19,473,800	2.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,545,292	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	11,923,694	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,003,107	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,585,013	1.3
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND Y LTD.	8,462,597	1.2

(注) 1 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- 2 上記の持株数のうち、信託業務にかかる株式数は次の通りです。
- | | |
|--------------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 93,826,400株 |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 55,301,700株 |

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第26回新株予約権	第29回新株予約権	第33回新株予約権
発行決議の日	2015年7月24日	2016年7月26日	2017年3月29日
新株予約権の数	15個	131個	20個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	2名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 3,000株	普通株式 26,200株	普通株式 4,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,489円	1株当たり 1,827円	1株当たり 1,410円
新株予約権の行使期間	2017年7月25日～ 2025年7月24日	2018年7月27日～ 2026年7月26日	2018年7月1日～ 2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 1,968円 資本組入額 984円	発行価格 2,296円 資本組入額 1,148円	発行価格 1,846円 資本組入額 923円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第35回新株予約権	第37回新株予約権	第39回新株予約権
発行決議の日	2017年7月26日	2018年3月29日	2018年7月25日
新株予約権の数	80個	29個	70個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	3名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 16,000株	普通株式 5,800株	普通株式 14,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,526円	1株当たり 2,258円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2019年7月27日～ 2027年7月26日	2019年1月1日～ 2027年12月31日	2020年7月26日～ 2048年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 1,965円 資本組入額 983円	発行価格 2,941円 資本組入額 1,471円	発行価格 2,092円 資本組入額 1,046円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第43回新株予約権	第45回新株予約権	第46回新株予約権 (1)
発行決議の日	2019年2月28日	2019年3月27日	2019年7月25日
新株予約権の数	1個	53個	120個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	1名	1名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 100株	普通株式 5,300株	普通株式 12,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1,857円	1株当たり 1,837円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年1月1日～ 2028年12月31日	2020年1月1日～ 2028年12月31日	2020年6月1日～ 2049年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 2,612円 資本組入額 1,306円	発行価格 2,537円 資本組入額 1,269円	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第46回新株予約権 (2)	第49回新株予約権	第51回新株予約権
発行決議の日	2019年7月25日	2020年3月25日	2020年7月29日
新株予約権の数	60個	72個	106個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	2名	1名	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 6,000株	普通株式 7,200株	普通株式 10,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 3,745円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月26日～ 2049年7月25日	2021年1月1日～ 2029年12月31日	2022年7月30日～ 2050年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 2,306円 資本組入額 1,153円	発行価格 5,294円 資本組入額 2,647円	発行価格 5,671円 資本組入額 2,836円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第56回新株予約権	第58回新株予約権	第64回新株予約権
発行決議の日	2021年7月21日	2021年7月21日	2022年3月25日
新株予約権の数	90個	87個	331個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	4名	1名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 9,000株	普通株式 8,700株	普通株式 33,100株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 7,625円	1株当たり 4,572円
新株予約権の行使期間	2024年8月6日～ 2051年8月5日	2022年1月1日～ 2030年12月31日	2023年1月1日～ 2031年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 6,833円 資本組入額 3,417円	発行価格 9,744円 資本組入額 4,872円	発行価格 6,145円 資本組入額 3,073円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第66回新株予約権	第67回新株予約権	第71回新株予約権
発行決議の日	2022年7月27日	2022年7月27日	2023年7月28日
新株予約権の数	180個	10個	252個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	4名	1名	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 18,000株	普通株式 1,000株	普通株式 25,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 4,733円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年8月16日～ 2052年8月15日	2024年7月28日～ 2032年7月27日	2026年8月15日～ 2053年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 4,606円 資本組入額 2,303円	発行価格 6,502円 資本組入額 3,251円	発行価格 2,906円 資本組入額 1,453円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第72回新株予約権	第77回新株予約権	第79回新株予約権
発行決議の日	2023年7月28日	2024年7月26日	2024年7月26日
新株予約権の数	88個	7,200個	77,300個
保有人数			
取締役 (監査等委員、社外取締役を除く)	2名	4名	3名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 8,800株	普通株式 720,000株	普通株式 7,730,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	1株当たり 1,100円
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 3,123円	1株当たり 1円	1株当たり 1,496.5円
新株予約権の行使期間	2025年7月29日～ 2033年7月28日	2027年7月1日～ 2054年8月13日	2029年7月1日～ 2044年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 4,243円 資本組入額 2,122円	発行価格 1,173円 資本組入額 587円	発行価格 1,858.5円 資本組入額 930円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 1 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第26回新株予約権	1,489円	479円
第29回新株予約権	1,827円	469円
第33回新株予約権	1,410円	436円
第35回新株予約権	1,526円	439円
第37回新株予約権	2,258円	683円
第39回新株予約権	1円	2,091円
第43回新株予約権	1,857円	755円
第45回新株予約権	1,837円	700円
第46回新株予約権(1)	1円	2,305円
第46回新株予約権(2)	1円	2,305円
第49回新株予約権	3,745円	1,549円
第51回新株予約権	1円	5,670円
第56回新株予約権	1円	6,832円
第58回新株予約権	7,625円	2,119円
第64回新株予約権	4,535円	1,573円
第66回新株予約権	1円	4,605円
第67回新株予約権	4,733円	1,769円
第71回新株予約権	1円	2,905円
第72回新株予約権	3,123円	1,120円
第77回新株予約権	1円	1,172円
第79回新株予約権	1,496.5円	362円

- 2 当社は、2018年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っています。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の権利行使価額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、行使時の払込金額及び付与日における公正な評価額は、当該株式分割を反映して算定しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第74回新株予約権	第75回新株予約権 (1)	第75回新株予約権 (2)
発行決議の日	2024年3月29日	2024年3月29日	2024年3月29日
新株予約権の数	2,676個	35個	7,156個
付与された者の人数			
当社使用人	一名	一名	1名
当社の子会社の役員 及び使用人	6名	1名	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 267,600株	普通株式 3,500株	普通株式 715,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 2,102円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2025年1月1日～ 2033年12月31日	2026年4月16日～ 2053年12月31日	2026年1月1日～ 2053年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)	発行価格 2,745円 資本組入額 1,373円	発行価格 1,895円 資本組入額 948円	発行価格 1,956円 資本組入額 978円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第76回新株予約権	第77回新株予約権	第78回新株予約権
発行決議の日	2024年 6 月 26 日	2024年 7 月 26 日	2024年 7 月 26 日
新株予約権の数	6, 561個	28, 311個	819個
付与された者の人数 当社使用人 当社の子会社の役員 及び使用人	一名 1 名	27名 5 名	273名 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 656, 100株	普通株式 2, 831, 100株	普通株式 81, 900株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1 株当たり 0. 01円	1 株当たり 1 円	1 株当たり 1, 516円
新株予約権の行使期間	2029年 4 月 1 日～ 2039年 3 月 31 日	2027年 7 月 1 日～ 2054年 8 月 13 日	2026年 7 月 27 日～ 2034年 7 月 26 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)	発行価格 1, 541. 01円 資本組入額 771円	発行価格 1, 173円 資本組入額 587円	発行価格 1, 891円 資本組入額 946円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第79回新株予約権
発行決議の日	2024年 7 月 26 日
新株予約権の数	16, 500個
付与された者の人数 当社使用人 当社の子会社の役員 及び使用人	5 名 一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1, 650, 000株
新株予約権の発行価額	1 株当たり 1, 100円
新株予約権の権利行使価額	1 株当たり 1, 496. 5円
新株予約権の行使期間	2029年 7 月 1 日～ 2044年 8 月 13 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)	発行価格 1, 858. 5円 資本組入額 930円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第74回新株予約権	2, 102円	643円
第75回新株予約権 (1)	1円	1, 894円
第75回新株予約権 (2)	1円	1, 955円
第76回新株予約権	0. 01円	1, 541円
第77回新株予約権	1円	1, 172円
第78回新株予約権	1, 516円	375円
第79回新株予約権	1, 496. 5円	362円

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしています。保険料は全額当社が負担しています。

社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

取締役 吉田憲一郎氏は、ソニーグループ株式会社の代表執行役会長 CEOです。ソニーグループ株式会社は当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の33.9%を有する株主です。同社と当社との間には医療・ヘルスケア領域における協業に関する取引があります。同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であります。

当社は、取締役 津川友介氏に対し医学的な専門知識に基づく監修等の業務を委託しておりますが、取引額は500万円未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しており、当社の社外取締役としての職務執行に影響を与えるものではありません。なお、取締役 津川友介氏の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 山崎繭加氏、取締役 江端貴子氏及び取締役 鈴木智子氏の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況、及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	吉田 憲一郎	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しました。経営者としての豊富な知識、経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役	津川 友介	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席しました。医師及び医療政策に関する学識経験者としての豊富な知識、経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	山崎 繭加	当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。経営コンサルタント等として培ってきた企業経営に関する専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	江端 貴子	当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。製薬企業等での幅広い経験および企業経営に関する専門的な知識を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 智子	取締役就任後に開催された取締役会10回のうち8回及び監査等委員会10回の全てに出席しました。経営学及びブランディングに関する学識経験者としての専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	71百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	139百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 3 当社の重要な子会社である株式会社エランは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。
- 4 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として、IFRSに関連する情報サイトの利用料を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する議案を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エムスリーグループ行動規範」を制定し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の法令等遵守の徹底については、当社グループ各社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、当社グループ各社の経営管理または法務を管掌する部門において施策を講ずる。

当社グループ全体の法令等遵守体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理または法務を管掌する部門が中心となって推進する。

当社グループは、法令及び定款に適合するよう制定された決裁規程及びその他の社内規程に基づいた業務執行を徹底する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社の経営上のリスクの分析及び対策の検討については、各会社の常勤取締役及び執行役員等が出席する各会社の経営会議において行うとともに、リスク管理体制の実効性を検証するため等、必要に応じて内部監査を行う。

当社グループ全体のリスク管理体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門が中心となって推進する。

当社において不測の事態が発生した場合には、代表取締役直轄の対策チームを設置し、迅速な対応を行い、損失の最小化に努める。

当社の子会社において不測の事態が発生した場合には、各会社より速やかに当社に報告した上で、各会社の代表取締役直轄の対策チームを設置し、当社と連携を図りながら迅速な対応を行い、損失の最小化に努める。ただし、当社が当社グループ全体に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、当社の代表取締役直轄の対策チームが対応を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の確認を行う。また、当社は、経営会議を原則週1回開催し、当社の子会社は、子会社の特性や規模等に応じて、経営会議を定期的に開催し、決裁規程等に従って迅速な意思決定を行う。

当社グループは、業績管理に関しては、年度毎に予算、事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において保存及び管理を行う。

経営管理を管掌する部門は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の特性や規模等に応じて、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役及び使用人の職務執行の監督または監査を行う。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社管理規程に基づき、当社に対する事業の状況に関する定期的な報告を求めるとともに、重要事項の決定についての事前協議を求める。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

内部監査室の担当者が、必要に応じて監査等委員会を補助する。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

内部監査室の担当者が監査等委員会の補助業務に従事する際には、その業務に関して取締役他の指揮命令を受けない。また、当該担当者の任命、異動には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制**

当社の監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。また、監査等委員会は必要に応じていつでも当社グループの取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求めることができる。

当社の取締役及び従業員は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞無く監査等委員会に報告する。

当社の取締役及び従業員は、必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求め、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実の報告を受けたときは、遅滞無く当社の監査等委員会に報告する。

⑨ **監査等委員会または監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの監査等委員会または監査役に対して報告をした当社グループの取締役または従業員に対し、報告行為そのものを理由として不利益を課すことを厳重に禁止する。

⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用等について当社に対して請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室と共同で監査を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りです。

① コンプライアンスについて

「エムスリーグループ行動規範」を当社及び各子会社に対し周知しているほか、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社及び各子会社に対し周知しています。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

③ リスクマネジメントについて

原則として週1回開催された経営会議において、リスクの把握、分析及び対策の検討について審議しました。

④ 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度においては、監査等委員会を12回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。代表取締役、会計監査人及び内部監査室の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	243,425	流動負債	82,114
現金及び現金同等物	134,933	営業債務及びその他の債務	49,941
営業債権及びその他の債権	65,047	借入金	3,078
その他の金融資産	31,820	未払法人所得税	9,017
その他の流動資産	11,626	ポイント引当金	2,220
		その他の金融負債	5,073
非流動資産	338,316	その他の流動負債	12,786
有形固定資産	48,609		
のれん	111,635	非流動負債	86,829
無形資産	94,884	借入金	21,342
持分法で会計処理されている投資	49,945	その他の金融負債	24,618
公正価値で測定する金融資産	15,120	繰延税金負債	35,118
その他の金融資産	3,442	その他の非流動負債	5,751
繰延税金資産	7,774	負債合計	168,942
その他の非流動資産	6,907	資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	378,436
		資本金	29,351
		資本剰余金	28,753
		自己株式	△37
		その他の資本の構成要素	30,521
		利益剰余金	289,848
		非支配持分	34,363
		資本合計	412,799
資産合計	581,741	負債及び資本合計	581,741

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連 結 損 益 計 算 書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	284,900
売上原価	△130,536
売上総利益	154,364
販売費及び一般管理費	△92,946
持分法による投資利益	2,672
その他の収益	1,395
その他の費用	△2,514
営業利益	62,971
金融収益	2,531
金融費用	△717
税引前当期利益	64,785
法人所得税費用	△20,444
当期利益	44,340
当期利益の帰属	
親会社の所有者	40,484
非支配持分	3,856
合計	44,340

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連 結 持 分 変 動 計 算 書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	利益 剰余金	合計		
2024年4月1日現在	29,317	26,616	△37	32,449	263,570	351,915	14,786	366,701
当期利益					40,484	40,484	3,856	44,340
その他の包括利益				△2,188		△2,188	△467	△2,656
当期包括利益合計	—	—	—	△2,188	40,484	38,295	3,389	41,685
所有者との取引額								
剰余金の配当					△14,259	△14,259	△2,258	△16,517
自己株式の取得及び処分			△0			△0		△0
支配継続子会社に対する 持分変動		2,032				2,032	176	2,208
非支配持分の取得						—	18,271	18,271
連結除外による減少 (増加)						—	△2	△2
株式報酬取引による増加 (減少)	33	106		314		453		453
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				△54	54	—		—
所有者との取引額合計	33	2,138	△0	260	△14,206	△11,775	16,187	4,413
2025年3月31日現在	29,351	28,753	△37	30,521	289,848	378,436	34,363	412,799

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の数)	173社
(主要な連結子会社の名称)	エムスリーソリューションズ株式会社 株式会社メディサイエンスプランニング エムスリーキャリア株式会社 株式会社シーユーシー ソフィアメディ株式会社 株式会社シーユーシー・ホスピス 株式会社エラン M3 USA Corporation M3 (EU) Limited VIDAL France S.A.S. Neuroglia Health Private Limited

(連結子会社の変動)

当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社は、以下の通りです。

・株式会社当直連携基盤	: 株式取得
・メドケア株式会社	: 株式取得
・株式会社ミナケア	: 株式取得
・株式会社ノアコンツェル	: 株式取得
・株式会社エラン	: 株式取得
・SAS C.C.C.	: 株式取得
・Limbic Digital Media Pty Limited	: 株式取得

(3) 持分法の適用に関する事項

(持分法適用会社の数)	8社
(主要な持分法適用会社の名称)	Medlive Technology Co., Ltd. PSP株式会社 Horus株式会社 HYUGA PRIMARY CARE株式会社

(持分法適用会社の変動)

当連結会計年度において新たに持分法適用会社となった主な会社は、以下の通りです。

・Quick Smart Wash Private Limited	: 株式取得
-----------------------------------	--------

当連結会計年度において減少した主な持分法適用会社は、以下の通りです。

・pA Medien GmbH	: 株式売却
-----------------	--------

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる主な会社は次の通りです。なお、当該子会社については、連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

会社名	決算日
株式会社エラン	12月31日
M3 USA Corporation	12月31日
M3 (EU) Limited	12月31日
VIDAL France S.A.S.	12月31日

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

a. 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権についてはその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定していますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

b. 分類及び事後測定

金融資産については、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している場合

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

金融資産のうち売買目的以外で保有される一部の資本性金融資産については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止する場合または公正価値が著しく低下した場合は、その他の包括利益の累計額を直接利益剰余金に振り替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、期末日に金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。各報告日時点において、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失により、信用リスクが著しく増加している場合には全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

なお、営業債権等については、全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定し、認識しています。

また過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

d. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅もしくは譲渡され、当社グループが当該資産の所有に伴う全てのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。

取得原価には、購入原価及び加工費、並びに棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の費用を含んでおり、主として総平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

③ 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りです。

・器具及び備品	2年～20年
・建物附属設備	2年～39年
・建物	2年～50年
・使用権資産	2年～30年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

④ のれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び償却の方法

企業結合により取得したのれんの当初認識時における測定については、「⑩ 企業結合の会計処理」に記載しています。当初認識後は、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。

企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した無形資産は、取得日の公正価値で測定しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

当社グループは、内部利用目的のソフトウェアを購入または開発するための特定のコストを支出しています。ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図、能力及びそのための十分な資源を有している場合にのみ自己創設無形資産として資産計上しています。資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下の通りです。

・カスタマーリレーションシップ	4年～20年
・ソフトウェア	2年～5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別にもしくは各資金生成単位または資金生成単位グループで減損テストを実施しています。

⑤ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるかまたはリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しています。リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で当初測定しています。

当初認識後は、使用権資産は、経済的耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却を行っています。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

使用権資産は、連結財政状態計算書において「有形固定資産」及び「無形資産」に、リース負債は「その他の金融負債」に含めて表示しています。

⑥ 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、期末日に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もって、減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能ではない無形資産については、年に一度（連結会計年度における一定時期）及び減損の兆候を識別した時に回収可能価額を見積り、減損テストを実施しています。

資産、資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。資金生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループとしています。

のれんの資金生成単位または資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっています。

全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しています。

減損損失については、資産、資金生成単位または資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益で認識しています。資金生成単位または資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位または資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、期末日に損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損損失の減少または消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れています。

⑦ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

当社グループは、運営する医療従事者専門サイトを利用する会員に対して、主としてサイト利用に応じてポイントを付与しています。当社グループはポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高、過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額をポイント引当金として計上しています。

⑧ 従業員給付

a. 退職給付

i) 確定給付制度

一部の子会社では、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。確定給付制度に関連して認識する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しています。現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

退職給付債務の再測定による影響額は、その他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

ii) 確定拠出制度

一部の子会社では、確定拠出制度を採用しています。確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。また、公的制度については複数事業主制度と同様の方法で会計処理しています。

iii) 複数事業主制度

一部の子会社では、確定給付制度である複数事業主制度による総合型の企業年金基金に加入しています。当社グループでは、この制度について、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、確定拠出制度と同様の処理を行っています。

b. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。なお、賞与については、それらを支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

⑨ 収益の認識基準

当社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告、調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業・マーケティング支援業務等の受託、医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート、CRO等の専門業務サービスの提供、人材紹介サービスの提供等、医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス、入院患者・介護施設利用者等への患者サポートを主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下の通りです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

a. 「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを用いて、「MR君」等のコミュニケーションプラットフォームやバナー広告、成果報酬型広告（アフィリエイト広告）、タイアップ広告等の掲載サービスを提供しています。一定期間、継続してプラットフォームの提供や広告の掲載を行う義務のあるものについては、時の経過により履行義務が充足されることから、プラットフォームの利用期間や、広告の掲載期間にわたって、それぞれの収益を認識しています。また、利用料や広告料金が利用実績等により変動するものについては、プラットフォームの利用者が提供サービスを利用した時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益認識しています。

b. 調査等の販売

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを活用し、医療従事者を対象とした調査レポートや調査結果データを提供するサービスを行っています。当該売上は、主として当社グループが成果物を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、成果物の引渡時点で収益認識しています。

c. 医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託

当社グループは、独自にMR（Medical Representative：医薬情報担当者）を採用し、製薬会社等から医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動やマーケティング業務等の受託を行っています。当該役務提供に係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

d. 医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート

当社グループは、医療機関向けに医療機器及び電子カルテ等の開発・販売及びサポートを行っています。医療機器及び電子カルテ等の販売については、医療機関または卸売業者に当該製品を納品し、納品した製品が医療機関等に検収された時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点で収益認識しています。医療機器及び電子カルテ等のサポートについては、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

e. エビデンスソリューション事業におけるCRO等の専門業務サービス

当社グループは、臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）及び治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営支援を行うSMO事業（Site Management Organization：治験施設支援機関）及び臨床開発・臨床研究等の実施に必要な被験者の募集並びに周辺業務の支援を行うPRO事業（Patient Recruit Organization：被験者募集機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しています。

f. 人材紹介サービス

当社グループは、医療従事者向けの人材紹介や「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等を通じて、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供しています。当該サービスは、主として紹介した求職者が求人企業に入社した日に履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。

g. 医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス

当社グループは、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポート、足病及び静脈疾患クリニックの運営及び訪問看護ステーション、在宅ホスピスの運営等の訪問看護サービスを提供しています。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、役務を提供する期間にわたって認識しています。足病及び静脈疾患クリニックでは、患者に対して診察から手術その他の幅広いサービスを提供しており、サービス提供時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。これらの金額は、患者、第三者支払者（第三者医療保険会社およびメディケアなどの政府支払者を含む）などから支払うべきものであり、患者が締結している契約ごとに異なります。そのため、サービスの標準料金に、一定の調整を加えて取引価格を決定します。この調整は過去の回収傾向に基づいて見積もっており、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。訪問看護サービスの収益は、主に利用者に提供したサービス実績に基づき認識しています。

h. 入院患者・介護施設利用者等への患者サポート

当社グループは、入院患者・介護施設利用者等への患者サポートとして、衣類、タオル等の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスを提供しています。当該サービスは、財・サービスの提供時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しています。

⑩ 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しています。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目の利得または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しています。

b. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益の「在外営業活動体の換算差額」として認識し、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該為替換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

⑪ 企業結合の会計処理

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。譲渡対価には、当社グループから被取得企業の従前の所有者に対して移転した資産、発生した負債、及び当社グループが発行した持分の公正価値が含まれています。譲渡対価には、条件付対価の公正価値が含まれています。企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び偶発負債は取得日の公正価値で測定しています。資産または負債とみなされた条件付対価の公正価値の事後の変動は、IFRS第9号「金融商品」に準拠して純損益として認識しています。

企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

のれんは、譲渡対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な取得資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な被取得企業の純資産に対する非支配持分割合相当額で測定しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。過去の経験及び利用可能な情報を適切に収集して設定していますが、会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。資産や負債の帳簿価額に重要な影響を与える見積り及び判断は以下の通りです。

(1) のれんの減損

① 連結財政状態計算書に計上したのれんの額

111,635百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑥ 非金融資産の減損」をご参照ください。

(2) 金融商品の公正価値の測定及び減損

- ① 連結財政状態計算書に計上した公正価値で測定する金融資産の額
連結注記表「7. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の公正価値等に関する事項 ③ 公正価値で測定する金融商品」をご参照ください。
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表「7. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の公正価値等に関する事項 ② 金融商品の公正価値の測定方法 b. 公正価値で測定する金融資産」をご参照ください。

3. 企業結合に関する注記

(1) 株式会社エランの取得

① 企業結合の内容

被取得企業の名称	株式会社エラン
被取得企業の事業の内容	患者サポート事業
企業結合を行った主な理由	エンドユーザー向けプラットフォームを強化し、サービス開発・相互営業によるグループシナジー創出を目的としています。
企業結合日	2024年10月21日
企業結合の法的形式	当社による株式取得(公開買付け)
結合後企業の名称	株式会社エラン
取得した議決権比率	55.0%

② 連結計算書類に含まれる被取得企業または取得した事業の業績の期間

2024年10月21日から2025年3月31日までの業績が含まれています。

③ 被取得企業または取得した事業の取得対価及びその内訳

取得対価 34,663百万円

取得対価の内訳：

現金 34,663百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付取得対価契約及び補償資産はありません。

④ 取得関連費用の金額及びその表示科目

企業結合にかかる取得関連費用は329百万円であり、当連結会計年度の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

⑤ 企業結合日における資産及び負債の公正価値、のれん等

当連結会計年度末において、取得原価の配分は完了しておらず、連結計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報に基づいて、暫定的な会計処理を行っています。

i) 企業結合日における資産及び負債の公正価値

流動資産 ※1	16,219百万円
非流動資産	46,148百万円
資産合計	62,367百万円
流動負債	9,131百万円
非流動負債	14,273百万円
負債合計 ※2	23,405百万円
非支配株主持分	17,533百万円

※1 現金及び現金同等物5,499百万円が含まれています。また、取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は8,378百万円です。なお、契約上の未収金額の総額は9,069百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの見積りは692百万円です。

2 偶発負債はありません。

ii) 発生したのれんの金額等

のれん 13,233百万円

のれんを構成する要因 当該企業結合により生じたのれんは、サービス開発・相互営業により期待される将来の超過収益力を反映しています。

iii) のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額	42,181百万円
主要な種類別の内訳	カスタマーリレーションシップ 42,080百万円
償却方法及び加重平均償却期間	カスタマーリレーションシップについては20年で均等償却しています。

iv) 税務上損金算入を見込んでいるのれんの金額はありません。

⑥ 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響

取得原価の支払	△34,663百万円
企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物	5,499百万円
企業結合によるキャッシュ・フロー影響額合計（△支出）	△29,164百万円

⑦ 取得した事業の売上収益及び利益

当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる、支配獲得日以降における内部取引消去前の売上収益は21,748百万円、当期利益は731百万円です。

（プロフォーマ情報）

仮に、当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合、当社グループの連結損益計算書の売上収益は312,409百万円、当期利益は44,656百万円となります。

なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

(2) その他の企業結合

株式会社エランの取得を除く企業結合について、個別にも全体としても重要性が乏しいことから記載を省略しています。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
該当事項はありません。
- ② 担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	1,741百万円
その他の金融資産	37百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	20,105百万円
--------	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

関連会社株式売却益	425百万円
固定資産売却益	138百万円
雑収入	568百万円
その他	263百万円
合計	1,395百万円

(2) その他の費用

減損損失	△2,077百万円
公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動	△253百万円
その他	△185百万円
合計	△2,514百万円

将来の収益性を見直した結果、のれんについて減損損失を計上しています。

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 679,077,900株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 45,271株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年4月26日 取締役会	普通株式	21	14,259	2024年3月31日	2024年6月10日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月2日 取締役会	普通株式	21	14,260	2025年3月31日	2025年6月9日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 398,500株

上記株数には、権利行使期間の初日が到来していないものは含まれていません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行うに当たり、信用リスク、為替リスク、流動性リスク及び価格リスク等の財務上のリスクに晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

① 信用リスク

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権及びその他の金融資産は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に基づき、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、当社グループは、特定の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

営業債権については、全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権以外の債権等については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定しています。また、信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断に当た

っては、取引先の財務状況の悪化、期日経過情報等を考慮しています。営業債権以外の債権等については、原則として12ヶ月の予想信用損失と同額で予想信用損失を測定していますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

当社グループは、金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した予想信用損失を集合的に測定しています。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しています。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、信用減損している金融資産について、全体または一部を回収するという合理的な期待を有していない場合には、帳簿価額を直接減額しています。

② 為替リスク

当社グループはグローバルな事業展開を行っており、主に米ドル、ユーロ及び英ポンドの各レートの変動による為替リスクに晒されています。なお、為替変動による当社グループの税引前当期利益に与える影響に重要性はありません。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払期日に金融負債の返済を履行できないリスクに晒されていますが、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しています。営業債務及びその他の債務の主な決済期日は、報告日後3ヶ月以内です。また、当社は金融機関との間で当座勘定貸越契約を締結し、流動性リスクの低減を図っています。なお、当連結会計年度において、当該当座勘定貸越は行っていない。

④ 価格リスク

当社グループは、上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

- ① 当社グループが保有する金融商品は、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、公正価値で測定する金融資産、営業債務及びその他の債務及びその他の金融負債です。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しています。

- ② 金融商品の公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り決定しています。

- a. 償却原価で測定する金融資産

主として短期間で決済されるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

- b. 公正価値で測定する金融資産

上場有価証券の公正価値は、公表市場価格で測定されます。活発な市場を有しない金融資産や非上場有価証券の場合には、当社グループは一定の評価技法を用いて公正価値を算定します。評価技法は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格に基づく評価技法、その他の評価技法を用いています。当該公正価値の測定には、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しています。

- c. 償却原価で測定する金融負債

借入金は変動金利によっており、短期間で市場金利が反映されるため、また、その他は主として短期間で決済されるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

- d. 公正価値で測定する金融負債

企業結合に伴う条件付対価は、主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しています。この公正価値の測定にあたって、将来のキャッシュ・アウト・フロー金額等の観察可能でないインプットを利用しています。

非支配株主に係る売建プット・オプションの公正価値は、見積将来キャッシュ・フローを固有のリスクを加味した割引率を使用して割り引いた現在価値により算定しています。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値の測定に使用する公正価値の階層は、次の3つに区分されます。

レベル1 — 活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2 — 直接または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3 — 観察可能でないインプット

インプットが複数ある場合、公正価値の階層のレベルは、重要なインプットのレベルのうち最も低いレベルとしています。

公正価値の階層ごとに分類された、連結財政状態計算書に公正価値で認識される金融資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
公正価値で測定する金融資産				
株式	888	—	5,018	5,905
その他	—	—	7,041	7,041
その他金融資産				
その他	—	—	38	38
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
公正価値で測定する金融資産				
株式	1,406	—	481	1,887
その他	—	—	287	287
合計	2,294	—	12,865	15,158

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、メディカルプラットフォーム事業、エビデンスソリューション事業、キャリアソリューション事業、サイトソリューション事業、ペイシエントソリューション事業及び海外事業の6つの事業ユニットを基本として構成されており、当社の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益としています。所在地別に分解した収益とセグメント収益との関連は以下の通りです。なお、所在地別の売上収益は、事業拠点の所在地を基礎として分類しています。

(単位：百万円)								
	メディカル プラットフォーム フォーム	エビデ ンスソ リュ ーシ ョ ン	キャリ アソ リュ ーシ ョ ン	サイ トソ リュ ーシ ョ ン	ペイ シ エ ン ト ソ リュ ー シ ョ ン	海外	その他エ マ ー ジ ン グ 事 業 群	計
所在地別								
日本	87,020	24,020	20,855	40,009	21,606	—	2,361	195,870
北米	788	—	—	6,700	—	30,482	—	37,970
(うち米国)	(—)	(—)	(—)	(6,700)	(—)	(30,482)	(—)	(37,182)
欧州	—	—	—	—	—	33,692	—	33,692
その他	373	—	27	321	314	16,333	—	17,368
合計	88,181	24,020	20,882	47,030	21,919	80,506	2,361	284,900

メディカルプラットフォーム事業は、「MR君」等のプラットフォーム提供及び広告販売、調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託、医療機器及び電子カルテ等の販売及びサポート等のサービスを提供しており、国内の製薬会社等の医療関連会社及び医療機関を主な顧客としています。

エビデンスソリューション事業は、CRO等の専門業務サービス等を提供しており、国内の製薬会社等及び医療機関を主な顧客としています。

キャリアソリューション事業は、人材紹介サービス等を提供しており、国内の医療機関及び薬局を主な顧客としています。

サイトソリューション事業は、医療機関に対する各種運営サポート及び訪問看護サービス等を提供しており、医療機関を主な顧客としています。

ペイシェントソリューション事業は、入院患者や介護施設の利用者等を対象とした患者サポート事業を行っており、入院患者や介護施設の利用者等を主な顧客としています。

海外事業は、米国、英国、中国、韓国、インド、フランス、ドイツ及びスペイン等で調査等の販売、医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託、CRO等の専門業務サービス、人材紹介サービス等のサービスを提供しており、海外各国の製薬会社等の医療関連会社及び医療機関を主な顧客としています。

その他エマージング事業群には、コンシューマ向けサービスの他、医療福祉系国家試験対策サービスが含まれています。

各事業の収益認識基準は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑨収益の認識基準」に記載しています。

(2) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	47,294	56,765
契約資産	390	270
契約負債	17,706	18,283

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価を受領しているものであり、連結財政状態計算書において、「営業債務及びその他の債務」に含まれています。期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	555円7銭
基本的1株当たり当期利益	59円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えることを目的に、利益を内部留保し、再投資することを資源配分の基本方針としつつ、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを総合的に勘案し、株主還元の水準を決定しています。

今般、2025年3月期業績や2026年3月期業績見通し、現在の株価水準、および2023年に東京証券取引所より公表された「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請等、当社の財務状況や経営環境を総合的に勘案し、資源配分を検討しました。結果、当期については、株主還元として、剰余金の配当に加え、自己株式の取得を実施することとしました。

(2) 自己株式取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得し得る株式の総数	2,000万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.95%）
③株式の取得価額の総額	200億円（上限）
④取得期間	2025年5月3日から2026年4月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

貸 借 対 照 表

(2025年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	98,909	流動負債	31,741
現金及び預金	78,812	買掛金	1,789
電子記録債権	87	未払金	113
売掛金	10,361	未払費用	1,285
仕掛品	39	未払法人税等	3,014
貯蔵品	509	未払消費税等	58
前払費用	297	前受金	374
関係会社短期貸付金	7,874	関係会社預り金	21,826
その他	1,847	賞与引当金	716
貸倒引当金	△917	ポイント引当金	2,119
固定資産	166,153	その他	446
有形固定資産	345	固定負債	186
建物	100	資産除去債務	164
器具・備品	244	その他	22
無形固定資産	1,291	負債合計	31,927
ソフトウェア	1,038	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	253	株主資本	230,676
その他	0	資本金	29,351
投資その他の資産	164,518	資本剰余金	32,340
投資有価証券	9,506	資本準備金	32,271
関係会社株式	131,259	その他資本剰余金	69
関係会社長期貸付金	20,856	利益剰余金	169,022
長期前払費用	204	その他利益剰余金	169,022
敷金及び保証金	330	繰越利益剰余金	169,022
繰延税金資産	2,362	自己株式	△37
		評価・換算差額等	1,107
		その他有価証券評価差額金	1,107
		新株予約権	1,352
		純資産合計	233,135
資産合計	265,062	負債純資産合計	265,062

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		45,249
売上原価		10,734
売上総利益		34,515
販売費及び一般管理費		15,396
営業利益		19,119
営業外収益		
受取配当金	8,139	
受取利息	1,002	
その他	138	9,279
営業外費用		
投資有価証券評価損	575	
為替差損	168	
貸倒引当金繰入額	133	
その他	58	934
経常利益		27,464
特別損失		
関係会社清算損	26	26
税引前当期純利益		27,438
法人税、住民税及び事業税	6,207	
法人税等調整額	△202	6,005
当期純利益		21,433

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金
					繰越利益 剰余金
当期首残高	29,317	32,238	69	32,307	161,848
事業年度中の変動額					
新株の発行	33	33		33	
剰余金の配当				—	△14,259
当期純利益				—	21,433
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				—	
事業年度中の変動額合計	33	33	—	33	7,174
当期末残高	29,351	32,271	69	32,340	169,022

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△37	223,436	1,432	1,130	225,997
事業年度中の変動額					
新株の発行		67			67
剰余金の配当		△14,259			△14,259
当期純利益		21,433			21,433
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		—	△325	222	△102
事業年度中の変動額合計	—	7,240	△325	222	7,138
当期末残高	△37	230,676	1,107	1,352	233,135

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

② その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法

(時価評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ii) 市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

(i) 仕掛品・・・・・・・・・・個別法

(ii) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は次の通りです。

建物 15年、器具・備品 2～15年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。

③ ポイント引当金・・・・・・・・・・ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた、「受取利息」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。なお、前事業年度の「受取利息」の金額は1,090百万円です。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の減損

① 貸借対照表に計上した関係会社株式の額

131,259百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は主として市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しています。当社は、関係会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めなくなった場合、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回って

いる場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回復可能性の判断は、経営者が承認した事業計画等に基づき行っています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	526百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,642百万円
長期金銭債権	20,856百万円
短期金銭債務	23,639百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,275百万円
営業費用	6,694百万円
営業取引以外の取引高	8,690百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	45,271株

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	176 百万円
ポイント引当金	649
賞与引当金	219
貸倒引当金	281
関係会社株式評価損	1,080
株式報酬費用	154
投資有価証券評価損	236
その他	77
繰延税金資産合計	2,872
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	509
繰延税金負債合計	509
繰延税金資産の純額	2,362

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.7
子会社清算損	0.2
賃上げ促進税制等の税額控除	△0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エムスリーマーケティング株式会社	(所有) 100.0%	—	グループ会社間の資金集中取引、事務所賃貸、業務の委託	資金の預り(純額)(注1) 利息の支払(注1)	1,243 1	関係会社預り金 —	3,274 —
子会社	コスモテック株式会社	(所有) 100.0%	—	資金の貸付、業務の委託	資金の貸付(純額)(注2) 貸付金利息の受取(注2)	709 21	関係会社長期貸付金 —	3,148 —
子会社	日本医療経営支援機構株式会社	(所有) 100.0%	—	資金の貸付、管理業務受託	資金の回収(純額)(注2) 貸付金利息の受取(注2)	33 21	関係会社長期貸付金 —	3,038 —
子会社	株式会社日本アルトマーク	(所有) 100.0%	—	グループ会社間の資金集中取引、業務の委託	資金の預り(純額)(注1) 利息の支払(注1)	2,589 1	関係会社預り金 —	4,358 —
子会社	エムスリーキャリア株式会社	(所有) 51.0%	兼任 1名	プラットフォームの提供、グループ会社間の資金集中取引等	資金の預り(純額)(注1) 利息の支払(注1)	898 1	関係会社預り金 —	3,458 —
子会社	M3 USA Corporation	(所有) 100.0%	兼任 2名	業務の委託、資金の貸付	資金の回収(純額)(注2) 貸付金利息の受取(注2)	171 733	関係会社長期貸付金 —	13,502 —
子会社	M3 Medical Holdings LTD	(所有) 100.0%	兼任 2名	資金の貸付	資金の貸付(純額)(注2) 貸付金利息の受取(注2)	17 185	関係会社長期貸付金 —	4,012 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 預り金については、グループ会社間での資金集中管理のため、余剰資金を預っているものであり、利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。
- 2 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	谷村 格	(被所有) 2.9%	当社代表取締役	新株予約権の取得(注)	77	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引金額は、当事業年度における新株予約権の取得による払込金額を記載しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑨ 収益の認識基準」に同一の内容を記載しているため注記を省略しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	341円34銭
1株当たり当期純利益	31円56銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えることを目的に、利益を内部留保し、再投資することを資源配分の基本方針としつつ、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを総合的に勘案し、株主還元の水準を決定しています。

今般、2025年3月期業績や2026年3月期業績見通し、現在の株価水準、および2023年に東京証券取引所より公表された「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請等、当社の財務状況や経営環境を総合的に勘案し、資源配分を検討しました。結果、当期については、株主還元として、剰余金の配当に加え、自己株式の取得を実施することとしました。

(2) 自己株式取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得し得る株式の総数	2,000万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.95%）
③株式の取得価額の総額	200億円（上限）
④取得期間	2025年5月3日から2026年4月30日
⑤取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 22 日

エムスリー株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 正 英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、エムスリー株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、エムスリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に

現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 22 日

エムスリー株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 正 英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、エムスリー株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 25 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

エムスリー株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 山 崎 繭 加 ㊞

監 査 等 委 員 江 端 貴 子 ㊞

監 査 等 委 員 鈴 木 智 子 ㊞

（注）監査等委員 山崎繭加、江端貴子及び鈴木智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。